

竹ん子の会 ニュースレター

みふね

御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第13号



竹ん子の会 会長 吉井博

電話 090-4473-7798

第2回総会が開かれました

正会員(原告118名と月1,000円以上の支援金を払っている会員)による第2回総会がありました。委任状を含めて過半数の出席があり総会が成立することが告げられ、平成23年度決算報告、活動報告、平成24年度予算、活動計画、規約の一部改正について審議があり、全会一致で認められました。



質問を受ける会長



弁護団を代表して

総会終了後、弁護団の先生方を招いて提訴から一年間の裁判の流れを復習しました。第5回口頭弁論で、裁判長より「御船竹資源開発(株)に約3億円の補助金を支出したことも審理の対象とする」ことが明言され、私たちが求めているスタートに立てたことを確認しあいました。

第7回口頭弁論予定

日時 平成24年9月28日(金) 16時00分

被告の主張に対し、原告側より反論の準備書面が提出されます。

…大切にしたいこと…



・竹バイオマス問題の真相究明

・「今回の竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える。

*会のホームページも是非ご覧下さい。 <http://takebio.mifune.org/>

ウラヘ⇒

平成24年 7 月13日

第6回口頭弁論が行われました



運よく雨がやんだ門前集会



野方弁護士の挨拶

県内を襲った記録的豪雨の余波が覚めやらぬ中、原告と支援者を合わせて53名の傍聴者が集まりました。門前集会の時には雨が止み、「いいことをする者には天も味方をしてくれる。頑張りましょう。」という吉井会長のあいさつと、「雨の中こんなに大勢の住民の皆さんが集まってくれたことで、その意気込みは必ず裁判所にも届くでしょう。」という野方弁護士のあいさつに、ガンバローコールの氣勢が上がりました。

今回の口頭弁論は、これまでで一番短いものでした。あまりのあっけなさに終了の起立のタイミングを逃してしまった程です。被告(町長)側が、「2億円と約1億円を御船竹資源開発(株)に支出したのは違法ではない」と主張する書類(第三準備書面)が提出され、次回の日程が決められたただけだからです。

口頭弁論の後、いつものように京町会館に移り弁護団の先生方から、被告(町長)側が出した第三準備書面の内容について説明をしていただきました。その内容は、



説明会の様子

役場としてやらなければならない義務のハードルを低くして、「会社の自己資金があるかなど確認する必要はなかった。」などとするものでした。説明を聞いていた参加者の中から「これじゃあ、役場はなんもせんでよかていいよるですたい」という声が出ていました。

詳しくは、次回のニュースレターでお知らせします。

昨年度はご支援ありがとうございました

平成24年度 ご支援のお願い！

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

(振込先)【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会】

* ぱるる口座をお持ちの方は、ATMを利用してぱるる口座から振込みされますと手数料は無料です。

詳しいお問い合わせは、会事務局 電話:090-4473-7798 住所:御船町御船1033-2まで。